那須地区広域行政事務組合告示第３号

条件付き一般競争入札の執行について

条件付き一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和６年４月 26 日

那須地区広域行政事務組合 管理者　渡辺 美知太郎

１　入札に付する事項

（１）工　事　名　　広域クリーンセンター大田原リサイクル施設基幹的設備改良工事

（２）工 事 場 所　　栃木県大田原市若草１丁目 1484 番地２
那須地区広域行政事務組合　広域クリーンセンター大田原

（３）工 事 期 間　　議会の議決の日から３日を経過する日から令和８年９月 30 日まで

（４）工 事 仕 様　　別紙発注仕様書のとおり

（５）最低制限価格　　設定なし

２　入札参加資格

この工事の入札に参加するものは、次の条件を満たすものであること。

（１）当該年度の那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）、構成市町（大田原市、那須塩原市、那須町）のいずれかの建設工事に係る入札参加資格者名簿に清掃施設工事業の業種で登録されているものであること。

（２）公告日の前日において建設業法に基づく特定建設業（清掃施設工事業）の許可を受けている者で、同法に基づく経営事項審査を受け、かつ、その結果通知を受けている者であること。

（３）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けた者であり、経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設」において、総合評定値（最新版の値）が 1,200 点以上であること。

（４）過去 10 年間に、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（不燃ごみの破砕設備を備えたマテリアルリサイクル施設で処理能力が 14ｔ/5h 以上であるもの）の建設又は基幹的設備改良工事（いずれも環境省の交付対象事業であること）を元請として施工実績があること。

（５）建設業法第 19 条の２に規定する現場代理人及び第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

（６）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（７）栃木県、組合及び構成市町（大田原市、那須塩原市、那須町）のいずれかにおいて建設工事等の指名停止期間中でないこと。

（８）直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（９）手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。

(10) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

(11) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りではない。

(13) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

(14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者でないこと。

３　入札参加手続等

この入札は、地方自治法施行令第 167 条の 5 第 2 項の規定による条件付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

（１）提出期限：令和 6 年 5 月 21 日（火）午後 4 時まで（土日祝祭日を除く。）

（２）提出場所：那須地区広域行政事務組合　広域クリーンセンター大田原

（３）提出方法：郵送又は持参すること。

（４）提出書類（所定の様式は組合のホームページからダウンロードすること。）

ア	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）	１部
イ	最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	１部
ウ	「２　入札参加資格」（４）については、実績等の関係書類 （契約書の写し又は取引実績を証明する書類等）	１部
エ	「２　入札参加資格」（５）については、配置予定技術者の資格者証の写し	１部

４　入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、令和 6 年 5 月 30 日（木）までに、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

5　現場説明会

（1）申込期間：公告の日から令和6年5月10日（金）午後4時まで

（2）開催期間：令和6年5月13日（月）から令和6年5月16日（木）のうち組合が指定した時間

（3）そ の 他

ア　現場説明会は、1者ごとに実施し、1者につき1回（3時間程度）とする。

イ　当日は、組合職員による現場案内を行うが、その際、質問等への回答は一切しない。

6　発注仕様書等に対する質問及び回答

（1）提出期間：公告の日から令和6年6月10日（月）午後4時まで（必着）

（2）提出方法：メールにより提出すること。

mail：cleankanri@nasukouiki.or.jp

（3）回　　答：令和6年6月18日（火）午後4時まで

7　入札・開札の日時及び場所

（1）日　　時：令和6年6月25日（火）午前10時30分

（2）場　　所：栃木県大田原市若草1丁目1484番地2

那須地区広域行政事務組合　広域クリーンセンター大田原 2F 会議室

8　入札方法

（1）組合財務規則、組合建設工事等執行規則、発注仕様書を承知のうえ、入札に参加すること。

（2）落札決定にあたっては、入札書（様式第2号）に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）代理人に入札させるときは、必ず委任状（様式第3号）を提出すること。

（4）入札回数については、3回を限度とする。なお、入札参加者が1者のみであっても入札を行う。

9　工事費内訳書の提出

（1）入札当日、応札の際に入札書と同時に、別に工事費内訳書（様式第4号）を提出すること。

（2）工事費内訳書には、単位、数量及び金額を明示すること。

（3）工事費内訳書は原則として、返却しない。

10　入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において「2 入札参加資格」の掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

11　落札の決定方法

地方自治法第234条第3項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入

札を行った者を落札者とする。

12　契約の締結

入札の結果、落札が決定した場合、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づいて契約を締結するものとする。

また、契約締結後、発注仕様書等に大幅な項目の追加、変更、削除が発生した場合は契約変更により対応するものとする。

13　支払条件

（１）前　金　払：適用する。

（２）中間前金払：適用する。（ただし、部分払との選択制とする。）

（３）部　分　払：適用する。（ただし、中間前金払いとの選択制とする。）

14　入札保証金　　免除

15　契約保証金　　組合財務規則第 84 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上を納付するものとする。